新潟県条例第15号

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例(平成21年新潟県条例第51号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附則	附則
1 (略)	1 (略)
2 この条例は、合和7年3月31日限り、その効力	2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力
を失う。	を失う。

附則

この条例は、公布の日から施行する。